



子どもの戸籍を つくるために ～ためらわずにご相談ください～

戸籍ってなんですか？

戸籍とは、人が、いつ誰の子として生まれて、いつ誰と結婚し、いつ亡くなったかなどの身分関係を登録し、その人が日本人であることを証明する唯一のものです。

戸籍がないとどうなりますか？

住民票やパスポートは、原則つくられません。（一定の要件を満たしていれば、つくられる場合があります。）
資格を取得するため、戸籍の証明を求められることがあります。
親の遺産を相続する場合に、親子の証明ができないことがあります。

出生届のことで次のような悩みを抱えていませんか？

子どもの戸籍をつくるには？

子どもを無戸籍にしないために解決策を一緒に考えましょう。

- 婚姻期間中に夫以外の男性との子を出産予定
- 離婚後300日以内に前夫以外の男性との子を出産予定

このような場合、法律上、前夫（又は夫）の子であると推定されるため、原則として、出生届には前夫（又は夫）を記載する必要があります。
そして、前夫（又は夫）の記載をためらわれてしまう方もおられます。

- ①前夫（又は夫）を父とする出生届の提出
 - 前夫（又は夫）を父として出生届を提出すれば子の戸籍はつくられますが、その子の父欄には前夫（又は夫）が記載されるとともに、前夫（又は夫）の戸籍に入ることになります。
- ②前夫（又は夫）を父としない出生届の提出
 - 法律上、前夫（又は夫）が父と推定されているため、原則として、裁判手続によってその推定を否定した上で、出生届を提出することになります。

- 前夫（又は夫）を記載しなくても出生届を提出する方法があります。あなたの事情をお聞きした上で、最善の方法をご提案します。
- 戸籍をつくるために裁判の手続きが必要な場合には、弁護士会・日本司法支援センター（法テラス）をご案内します。
- まずは、市町村役場または法務局の戸籍相談窓口にご連絡ください。

〒905-0592
沖縄県国頭郡伊江村字東江前38番地

伊江村役場 住民課 戸籍係
TEL:0980(49)2002

〒905-0011
名護市字宮里452番地3
那覇地方法務局名護支局
Tel 0980(52)2729

業務取扱時間 平日 8:30～17:15
またはお近くの法務局(出張所は除く)にお問合せください。

<http://www.moj.go.jp>

無戸籍 法務省

検索